

## 静岡県教育委員会告示第8号

高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱（平成30年静岡県教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第7号及び様式第12号中「印」を削る。

### 附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱（以下「旧告示」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金交付要綱の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。